# 福祉タクシー利用券を使用している皆様へ

令和6年度の福祉タクシー利用券(30枚)をお送りします。 以下の【使用上の注意】を守り、適正にご使用いただきますようお願いします。

利用券の、利用期間を過ぎての使用、本人以外の使用、

<mark>1回の乗車で2枚以上の使用などは不正使用</mark>になります。

**不正に使用した場合は、助成した金額を返還**していただいた

うえ、<mark>利用券も回収</mark>いたします。

### 使用上の注意

- 1 利用期間は、令和6年8月1日から令和7年7月31日までです。
- 2 利用券は、氏名の記載があるもののみ使用できます。 利用券は、本人(同乗する介添え者を含む)が乗車する場合に限り使用できます。 乗車の際に利用券と本人確認のため、障害者手帳等を提示してください。
- 3 利用券は、別紙一覧の**千葉市福祉タクシー事業協力機関でのみ使用できます。**
- 4 **1回の利用につき、利用券1枚**を料金お支払いの際に乗務員にお渡しください。
- 5 黄色券は、運賃の半額(1,300円を限度)を助成します。
  - ・運賃が2,600円以内の場合は、運賃の半額(10円未満切り捨て)をお支払いください。
  - ・運賃が 2,600 円を超える場合は、運賃から 1,300 円を差し引いた額をお支払いください。
- 6 水色券は、寝たきりまたは車いすを使用されている方を対象に、リフト付タクシー運賃の半額(5,500円を限度)を助成します。
  - ・水色券は、リフト付タクシー専用の利用券です。一般のタクシーでは使用できません。
  - ・黄色券を交付されている方で水色券への変更を希望する方は、令和6年度の利用券をお持ち のうえ届け出てください。
- 7 利用券を**不正に使用した場合は、助成した金額を返還**していただきます。 また、**利用券も回収**いたしますので、あらかじめご承知願います。
- 8 利用券は再発行しません。紛失等がないよう、取り扱いにご注意ください。



#### 千葉県タクシー協会による運賃割引

千葉県タクシー協会では、**身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方を対象に、 市の福祉タクシー利用券とは別に、運賃の1割引**を行っています。

- ・乗車の際に手帳を提示してください。(提示がないと割引を受けられません)
- ・利用券は、その割引後の運賃に対して使用できます。乗車の際に、手帳の提示と併せて利用券を 提出してください。

#### その他

- 1 人工透析を受けている方、または週に2回以上通院を必要とする方については、利用券の追加交付がありますので、お問い合わせください。なお、通院回数の確認のため、公費負担医療の受給者証等(自立支援医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証、特定疾病療養受領証)または<u>領収書等</u>の挙証資料が必要となります。通院の際、医療機関にてお求めください。※人工透析患者は特定疾病療養受領証または、自立支援医療(更生医療)受給者証のみで可。
- 2 **福祉タクシー利用券から自動車燃料費助成への変更を希望する方**は、下記の①から ④を届け出てください。
  - ① 令和6年度の利用券 変更する時期により必要な枚数が異なります。
  - ② 障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳)または 小児慢性特定疾病医療受給者証
  - ③ 自動車所有者の運転免許証、自動車検査証、自動車検査証記録事項
  - ④ 口座情報がわかるもの(キャッシュカードや通帳)※原則、本人名義
- 3 障害程度に変更があった場合、千葉市に住所がなくなった場合(転出・死亡)、 都合により利用券が不要になった場合は、利用券をお持ちのうえ届け出てください。

## お問い合わせ・届出先

身体障害者・知的障害者の方は、お住まいの区の保健福祉センター内の高齢障害支援課 精神障害者、小児慢性特定疾病の方は、お住まいの区の保健福祉センター内の健康課

		担当課		電話	FAX	所 在 地	
中	央	高齢障害支援課	(身・知)	043-221-2152	043-221-2602	中央区中央 4-5-1	
		健 康 課	精・小児慢性)	043-221-2583	043-221-2590	Qiball(きぼーる)13 階	
花見	見川	高齢障害支援課(身・知)		043-275-6462	043-275-6317	   花見川区瑞穂 1-1	
		健 康 課	精・小児慢性)	043-275-6297	043-275-6298	16元/月四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	
稲	毛	高齢障害支援課	(身・知)	043-284-6140	043-284-6193	稲毛区穴川 4-12-4	
TIH		健 康 課	精・小児慢性)	043-284-6495	043-284-6496		
岩	葉	高齢障害支援課	(身・知)	043-233-8154	043-233-8251	- 若葉区貝塚 2-19-1	
4		健 康 課	精・小児慢性)	043-233-8715	043-233-8198	石朱匹只塚 2 19 1	
糸	录	高齢障害支援課	(身・知)	043-292-8150	043-292-8276	緑区鎌取町 226-1	
		健 康 課	精・小児慢性)	043-292-5066	043-292-1804		
美	浜	高齢障害支援課(身・知)		043-270-3154	043-270-3281	美浜区真砂 5-15-2	
		健 康 課	(精・小児慢性)	043-270-2287	043-270-2065	大铁色杂形 0 10 2	



※タクシー会社に関する苦情・ご要望等は千葉県タクシー運転者登録センター (☎043-215-7221) まで